

○大田原市木造住宅耐震診断費等補助金交付要綱

(平成 20 年 11 月 28 日告示第 89 号)

改正 平成 21 年 9 月 30 日告示第 108 号 平成 22 年 12 月 28 日告示第 109 号
平成 30 年 5 月 15 日告示第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、耐震診断及び補強計画策定(以下「耐震診断等」という。)に要する費用の補助金交付に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則(昭和 51 年規則第 11 号)に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)に基づき、耐震診断士が実施する診断をいう。
- (2) 補強計画 前号の耐震診断結果に基づき耐震診断機関が策定する補強計画をいう。
- (3) 耐震診断機関 栃木県住宅耐震推進協議会会員をいう。
- (4) 耐震診断士 社団法人栃木県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」又はこれと同等と市長が認めるものを受講し、受講終了証の交付を受けた建築士をいう。

(補助対象住宅)

第 3 条 補助の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、市内にある住宅で次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造二階建て以下の一戸建て住宅(延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用途に供しているものを含む。)
- (2) 在来軸組工法により建築された賃貸を目的としない住宅
- (3) 本要綱により初めて補助対象となる住宅

(交付対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅を所有(共有を含む。)する者
- (2) 本要綱による補助金を初めて受ける者(耐震診断のみに要する費用の補助金を受けた者で、補強計画策定のみに要する費用の補助金を受けようとする者は除く。)
- (3) 国、県及び市税を滞納していない者

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、耐震診断等に要した費用に 3 分の 2 を乗じて得た額(1, 000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)で、次の表のとおりとする。ただ

し、大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱(平成 20 年告示第 90 号)第 5 条第 1 項第 1 号に規定する補助金の交付を受けるときは、次の表の補強計画策定に要する費用及び耐震診断等に要する費用に係る補助金は交付しない。

費用の内容	限度額
耐震診断に要する費用	20, 000 円
補強計画策定に要する費用	80, 000 円
耐震診断等に要する費用	100, 000 円

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大田原市木造住宅耐震診断費等補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断等費用の見積書
- (2) 補助対象住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類
- (3) 住民票の写し

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助金交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することと決定したときは、大田原市木造住宅耐震診断費等補助金交付決定通知書(様式第 2 号。以下「交付決定通知書」という。)により、交付しないことと決定したときは、大田原市木造住宅耐震診断費等補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第 8 条 前条第 2 項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定を受けた後、補助金交付の申請内容を変更しようとするときは、大田原市木造住宅耐震診断費等補助金交付変更申請書(様式第 4 号)に変更内容を証する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、承認するときは、大田原市木造住宅耐震診断費等補助金交付変更承認通知書(様式第 5 号)により、承認しないときは、大田原市木造住宅耐震診断費等補助金交付変更不承認通知書(様式第 6 号)により補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、耐震診断等を取りやめようとするときは、木造住宅耐震診断等中止届出書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第 1 項の申請書又は前項の届出書の提出があったときは、補助金の額を変更し、又は補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(耐震診断等の実施)

第9条 補助対象者は、交付決定通知書の交付を受けた日から60日以内に耐震診断等が完了できるよう努めなければならない。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、耐震診断等が完了したときは、大田原市木造住宅耐震診断費等補助金交付請求書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書等の写し
- (2) 耐震診断等結果報告書の写し
- (3) 耐震診断等費用の領収書の写し

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成21年9月30日告示第108号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成22年12月28日告示第109号)

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成30年5月15日告示第57号)

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

大田原市木造住宅耐震診断費等補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

大田原市木造住宅耐震診断費等補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

大田原市木造住宅耐震診断費等補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

大田原市木造住宅耐震診断費等補助金交付変更申請書

[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

大田原市木造住宅耐震診断費等補助金交付変更承認通知書

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

大田原市木造住宅耐震診断費等補助金交付変更不承認通知書

[別紙参照]

様式第7号(第8条関係)

木造住宅耐震診断等中止届出書

[別紙参照]

様式第8号(第10条関係)

大田原市木造住宅耐震診断費等補助金交付請求書

[別紙参照]